

## 積立金運用規約

(趣旨)

第1条 本学会は定款第5条を行うにあたり、特別会計として積立金を設けることができる。

(名簿作成積立金)

第2条 日本解剖学会会員名簿の作成を目的に本基金を設ける。

2 本基金の財源は毎年、予算で承認された金額の繰入れによるものとする。

3 本事業預金充当ならびに取り崩しについては、事前に理事会の承認を必要とする。また、社員総会においてこれを報告しなければならない。

(特別事業積立金)

第3条 第116回日本解剖学会全国学術集会（第88回日本生理学会との合同大会）が東日本大震災のために誌上開催となり、これによって生じた資金にて特別事業積立金を開設する。

2 使用目的は以下のとおりとする。取り崩しについては、事前に理事会の承認を必要とする。

1) 他学会との合同開催における補助

2) 国際学会開催のための補助

3) 国際交流のための補助

4) 若手会員育成のための補助

5) その他の集会で、理事会が必要と認めるものの補助

3 今後、全国学術集会開催等で生じた資金について、本積立金の目的と合致した用途に利用できる場合、理事会の承認を得て本積立金に組み入れるものとする。

(規約の改廃)

第4条 本規約の改廃は、理事会にて議決し、社員総会ならびに会員に報告する。

附 則 この規約は平成25年2月9日より施行する。